

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会	
開 催 日 時	平成15年7月15日（火） 14時35分開会・15時10分閉会	
開 催 場 所	ときわ会館大ホール（さいたま市浦和区）	
議 長 氏 名	会長 兵藤 釗	
出 席 者 氏 名	別紙「出席委員名簿」のとおり	
事 務 局 氏 名	局長 宮澤 健二 外7名	
会 議 事 項	1 議題	2 会議結果
	別添「第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会次第」のとおり	(1) 全報告事項について原案どおり了承 (2) 全協議事項について原案どおり決定
会 議 の 経 過	次ページのとおり	
会 議 資 料	別添「第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会資料」のとおり	
そ の 他 の 必 要 事 項	特になし	
会 議 録 の 確 定	確定年月日	記名押印
	平成15年8月20日	会長（議長） 兵藤 釗 (印)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>定刻となりました。ただ今から第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会を開催させていただきます。司会につきましては、協議会事務局次長を仰せつかりました三次が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。会に入る前に、先ほど設立会にお見えになりませんでした、さいたま市自治会連合会会長野崎初太郎様がお見えになりましたので、ご紹介申し上げます。</p>
野崎委員（さいたま市自治会連合会会長）	<p>野崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>なお、本会につきましては、先ほど行われました設立会冒頭におきまして、公開とすることをご了承をいただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、これよりお手元の第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会の次第に基づきまして、会議を進めさせていただきたいと存じます。まず、開会に当たりまして当協議会の兵藤会長からごあいさつをちょうだいいたしたいと存じます。</p>
兵藤会長	<p>さいたま市・岩槻市任意合併協議会の会長を仰せつかりました兵藤でございます。開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。委員の皆様方には大変お忙しい中、先ほどの設立会に引き続いてのご列席、改めて御礼申し上げます。この度の会長就任に当たりましては、本協議会の委員として参画してもらえないかというお話がございました。埼玉大学として、このところ社会、とりわけ地域社会に対する貢献を目指してまいりたいと、念じていたところでもあり、かつは、これまでも微力ながら行政に関わらせていただいた経験もございましたことから、委員としてお引き受けさせていただきましたが、両市の市長さんの協議により、改めて会長の大役を仰せつかったところでございます。責任ある重大な立場に身の引き締まる思いをいたしておりますが、佐藤副会長様を始め委員の皆様のご協力をいただきながら、精一杯務めてまいりたいと考えております。今回の合併協議は、この4月から政令指定都市として新たなスタートを切った県都さいたま市と、城と人形のまちとして歴史のある岩槻市が、合併に関して、その是非も含めて協議していくこととなります。どうぞこの協議会の設立の意義をご理解いただき、円滑な協議が進められますよう、格段のご協力をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。それでは、これより議事に入らせていただきますが、ご発言の際には、マイクをお持ちいたしますので、よろしくお願い申し上げます。なお、会議の議長につきましては、協議会規約第6条第1項の規定により、会長をお願いしたいと存じます。それでは、兵藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>それでは、規約に基づきまして、私が議長として会議を進めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。まず始めに、協議の基本方針ということですが、協議を始めるに当たって、両市の市長さんからごあいさつをいただきたいと存じます。それでは、始めに、合併協議の申入れをされました岩槻市からお願いをいたします。</p>
佐藤（征）委員（岩槻市長）	<p>はい。それでは、ご指名をいただきましたので、任意合併協議会での協議を開始するに当たりまして、申入れをさせていただきました私の方から一言申し述べさせていただきます。本日は、ここに第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会が開催に至りましたことは、喜びに堪えないところでございます。こうして今、合併協議のスタート地点に立つことができましたのも、相川市長さんを始め、さいたま市議会の皆様など、関係皆様の岩槻市に対する温かいご理解とご協力のたまものと心から感謝とお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、合併協議を開始するに当たり、私の基本的な考え方を述べさせていただきますが、岩槻市は、去る2月5日、さいたま市さんに合併協議の申入れをさせていただくに当たり、一つとして、合併の方式につきましては、岩槻市の全域をさいたま市の区域に編入する編入合併とすること。もう1点は、議員の定数につきましては、編入合併特例定数とすることを市議会のご承認を得まして、お願いをしたところでございます。</p> <p>岩槻市民は、本市の城下町としての歴史遺産と文化をさいたま市民とともに共有、継承し、市民要望の多い都市基盤整備など21世紀に向けた新たなまちづくりに取り組みながら、多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市の一面を担えるように強く念願しております。今後、個別協議に入りますと様々な議論が出てくるものと思われませんが、基本的にはさいたま市さんの立場を尊重し、その意見に十分耳を傾けながら、合併という選択が両市の繁栄と市民にとって喜ばれるよう、協議を尽くしてまいりたいと考えておりますので、兵藤会長さんを始め、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。</p>
兵藤議長	<p>ありがとうございました。次に、さいたま市よりお願いいたします。</p>
相川委員（さいたま市長）	<p>それでは、任意の合併協議会で協議を始めるに当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。ただ今、岩槻市の佐藤市長さんからもお話がございましたが、さいたま市といたしましては、岩槻市さんからの合併協議の申入れがあった段階で、市議会とも相談した結果、合併の是非を含めて協議をしていく場を設置すべきとし、任意の合併協議会設置に関する市議会の決議をいただいた上で、この協議会を設立することといたしました。岩槻市さんからの合併協議の申入れは、岩槻市における合併の意思を問う住民投票の結果を受けてということですが、本市においては、先ずこの協議会で、合併に関する課題を整理するとともに、市民の皆様にもそれらを情報提供し、何らかの形で市民の皆様のご意向を確認した上で、合併の是非について判断をしたいと考えております。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>また、本市は昨年12月に総合振興計画基本構想を策定し、多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市、見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市、若い力が育つゆとりある生活文化都市を将来像と掲げ、本年4月より政令指定都市に移行し、新たなスタートを切ったところでございます。今後、この将来像を目指し、政令指定都市にふさわしい都市づくりを進めていきたいと考えております。いずれにいたしましても、この協議会においては合併の是非を含め、委員の皆様と様々な議論をしてみたいと考えております。委員の皆様には両市のために、活発にご協議いただくことをお願いをし、協議を始めるに当たりましてのあいさつにさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。ただ今、佐藤市長さん、相川市長さんより、この協議を始めるに当たってのごあいさつをお聞きしたわけでございますが、私が会長をお引き受けするに当たりまして、両市の皆様より、今までの経緯や、両市の考え方を事前にお聞きしてまいりました。これらを踏まえまして、私から協議方針案を事前に準備させていただきましたので、ご説明をさせていただきます。事務局の方、お願いいたします。</p> <p>(協議方針案を配付)</p> <p>全部、渡りましたでしょうか。まず、この協議の基本方針案ということで、まず、一つは、趣旨でございますが、この基本方針は、協議を始めるに当たって、委員の皆様方の共通認識とするため、両市の合併について、協議を行っていく上での、基本的な考え方を示すものでございます。</p> <p>次に、協議事項でございますが、本協議会は、両市の合併の是非を協議するために、両市の合併に関する課題の整理を行うとともに、両市が合併する場合を想定した合併協定項目となるべき事項について、並行して協議を行うこととすることとでございます。3番目は、協議を行うに当たりましては、岩槻市からさいたま市への合併協議の申入れなどを踏まえまして、本協議会においては、両市の合併に関し、その是非を含めて協議を行うものとする。それから、今、1点は、合併する場合においては、合併の方式は、岩槻市の区域をさいたま市の区域に編入する編入合併とする。それから、もう1点は、合併する場合においては、議員の定数は、編入合併特例定数とすることを前提として、協議を進めていきたいと考えております。</p> <p>最後に協議の期間でございますが、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の期限を踏まえまして、協議を進めていきたいと考えているところでございます。以上を協議の基本方針として、協議を開始するに当たりまして、委員の皆様方のご了解を得たいと考えておりますが、この案に関しまして、委員の皆様から、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。</p> <p>(「結構です」の声あり)</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、この基本方針について、ご了解をいただいたということにさせていただいて、前に進ませていただきます。</p> <p>今後、協議に当たりましては、この基本方針を十分に尊重して、協議を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方にもよろしくご協力のほどをお願いをいたしたいと存じます。それでは、続きまして、議事の2番目、報告事項に入らせていただきます。議事次第でございますように、報告第1号から第5号までございますが、一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号から報告第5号まで、一括して説明をさせていただきます。これら報告事項につきましては、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約に基づきまして、協議会の会議、事務局、経費等の事項について、関係規程を定めたものでございます。それでは、資料の1ページをご覧くださいと存じます。始めに、報告第1号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会幹事会規程でございますが、会長の指示を受け、協議会に提案する事項及びこれに関する必要な事項を協議、調整するための幹事会を設置するものでございます。幹事会の組織は、3ページの別表のとおり、両市の助役及び職員8名で構成するものでございます。また、幹事会では、幹事長及び副幹事長を置くこととしておりまして、幹事長には、さいたま市の政策企画部に関する事務を担当する助役をもって充て、副幹事長は、岩槻市の助役を充てることとしております。</p> <p>次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。報告第2号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会専門部会規程でございますが、専門部会は、幹事長の指示を受け、規約第2条に規定しております協議事項を専門的に協議し、調整するために設置するものでございまして、さいたま市及び岩槻市の所管部署の部長又は部長相当職の職員をもって構成するものでございます。専門部会には、部会長及び副部会長を置き、それぞれ専門部会の委員のうちから幹事長が選任いたします。また、専門部会の名称及び委員につきましては、6ページの表をご参照いただきたいと存じますが、本協議会には、企画財政部会を始め8つの専門部会を設置するものでございます。</p> <p>次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。報告第3号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会事務局規程でございますが、本規程は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会事務局に関し、必要な事項を定めたものでございます。所掌事務につきましては、協議会の会議、協議会の庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項でございまして、事務局の組織につきましては、10ページに掲載しております表のとおり、事務局に事務局長、事務局次長及び必要な職員を、両市の職員4名ずつの合計8名で運営してまいります。その他、職員の職務、事務局長の専決事項、文書の取扱い等について規定してございます。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>次に、11 ページをお開きいただきたいと存じます。報告第4号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会財務規程でございますが、本規程につきましては、協議会の予算、出納及び現金の保管方法、決算などの財務に関し、必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、予算の調製、補正、流用並びに決算等の手続について規定したものでございます。</p> <p>次に、14 ページをお開きいただきたいと存じます。報告第5号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程でございますが、協議会委員の皆様が報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めたものでございます。報償費の額は、会長が日額8,800円、委員が日額8,200円でございますが、委員のうち、国及び埼玉県の常勤職員並びに両市の市長、助役、部局長の常勤職員につきましては、報償費は支給しないこととしてございます。また、委員の皆様が、職務を行うために旅行した時は、旅費を費用弁償として支給するものでございます。以上、報告事項の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。</p>
兵藤議長	<p>報告事項の第1号から第5号につきまして、ただ今、事務局より説明がございましたが、これらの事項につきまして、何かご質問等ございましょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、この報告事項については、了承されたということで前に進めさせていただきたいと思っております。続きまして議事の3番目、協議事項に移らせていただきます。議案の第1号は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会会議運営規程についてでございますが、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会会議運営規程(案)についてご説明をさせていただきます。資料の15ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>本規程は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございまして、14の条文から構成しております。主な条文の内容について説明させていただきますが、第2条の基本方針につきましては、協議会の会議は、原則として公開するとしてございます。</p> <p>第3条は、会長並びに協議会委員の責務について規定したものでございまして、会長の責務として、副会長と関係を図り、迅速で効率的な会議運営に努めるよう規定してございます。</p> <p>次に、第5条の会議の表決でございますが、会議の議事は、全会一致を原則としておりますが、委員の皆様が意見が分かれた場合には、ご出席いただいております3分の2以上の賛成をもって決定することとしております。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>第6条及び第7条は、会議の会議録及び会議資料の取扱い等について規定したものでございます。会議録の様式は、18 ページの様式第1号をもって調製をいたします。また、会議録及び会議資料は、原則として公開の扱いとするものでございます。</p> <p>第8条から第13条までは、会議の傍聴についての規定でございますが、第8条で会議を原則として傍聴できるものとしてございます。第9条では、会議を傍聴する場合の手續として、傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に記入していただくことや、傍聴券は、会議の30分前から交付すること、第10条以下では、会議の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営の妨害となる行為をしないことなど、傍聴人の皆様にお守りいただく事項などについて規定をさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。ただ今、協議事項の第1、本協議会の会議運営規程について、説明をいたしました。内容等につきまして、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>よろしいということでございますので、議案第1号のさいたま市・岩槻市任意合併協議会会議運営規程については、原案のとおり、決定することについて、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>ご異議なしということでございますので、議案第1号は、原案のとおり、決定をさせていただきます。なお、本規程が決定したことにより、次回以降の協議会につきましても原則公開ということで、運営させていただきますことを申し添えさせていただきます。</p> <p>それでは、次の協議事項、議案第2号に移らせていただきます。議案第2号は、平成15年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算についてということでございますが、これも事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 平成15年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算案について、説明をさせていただきます。本予算案につきましては、歳入歳出それぞれ2,474万1,000円とするものでございます。まず、歳入につきましては、1款1項の負担金でございますが、さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約第10条で、協議会に要する経費は、両市が均等に負担することとしておりまして、両市から1,237万円ずつの協議会負担金を歳入としております。次に、2款1項の諸収入でございますが、預金利子として1,000円を見込んでおりまして、歳入合計2,474万1,000円でございます。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>続いて歳出について、説明をさせていただきますが、24 ページに歳出予算の内訳を載せておりますので、そちらをご覧くださいと存じます。1 款 1 項の運営費でございますが、2,460 万 2,000 円で 1 目の会議費が 158 万 8,000 円でございます。内訳として 8 節報償費が協議会委員の出席者謝金、11 節需用費が協議会等開催の際の会議用賄費、14 節使用料及び賃借料は協議会、幹事会、専門部会等の際の会場借上料でございます。次に、2 目の事務費は、2,301 万 4,000 円で、内訳として 9 節旅費では委員の皆様及び職員が出張した場合の旅費、11 節需用費では事務用消耗品ほか資料のコピー代などがございます。12 節役務費は、電話の通話料及び郵便料、13 節委託料は、議事録の作成並びに事務用調査の編集等に係るものでございます。14 節使用料及び賃借料でございますが、協議会事務所、コピー機、パソコンを含みます事務機器の借上料並びにタクシー使用料でございます。15 節工事請負費は、当協議会事務局の電話、電灯、コンセント設備等の工事費でございます。18 節備品購入費は、テープレコーダー等の什器備品を購入するための経費でございます。次に、2 款 1 項の予備費でございますが、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるためのものでございまして、歳出合計が 2,474 万 1,000 円でございます。以上、歳入歳出予算について説明をさせていただきましたが、今回の予算は、協議会を早期に立ち上げるため会議等運営費のみとなっておりますが、今後、両市民への広報のための本協議会ホームページの開設、機関紙である協議会だよりの発行、合併協議を効率的に行うための基礎資料とする現況調査などの費用等につきましては、補正予算で対応させていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上を申し上げ説明とさせていただきます。</p>
兵藤議長	<p>ありがとうございました。ただ今協議事項第 2 号の本協議会予算に関しての説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>ご発言がないようでございますので、協議事項の議案第 2 号平成 15 年度さいたま市・岩槻市任意合併協議会予算については、原案のとおり決定させていただく、ということで運ばせていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、その他でございますが、各委員さんにおかれましては本日ご協議いただいた案件のほかに、何かご意見、ご提案などがございましたらよろしくお願をしたいと思います。</p>
佐藤(征)委員(岩槻市長)	議長
兵藤議長	では、岩槻市の佐藤委員、お願いたします。

発言者	議題・発言内容・決定事項
佐藤（征）委員（岩槻市長）	<p>この際、お許しをいただきまして、委員皆様にご理解をいただきたい点がございますので、発言をさせていただきたいと思っております。それは、合併することになった場合の行政区の取扱いでございます。2点ほど、お願いをさせていただきます。まず1点目は、現在の岩槻市の区域をもって、新たな行政区としていただきたいということが1点でございます。</p> <p>2点目は、新しい区の名称についてでございますが、ご承知のように、本市は、室町時代の末ごろに、岩槻城が築城されて以来、城下町として栄えて来た古い歴史がございます。伝統産業の人形づくりが盛んなことから、全国に人形のまち岩槻として知られているところでございます。このように岩槻という名称には、伝統と歴史が刻まれており、また、多くの市民に親しまれ愛されていることから、新たな行政区とさせていただく際には、岩槻という名称をそのまま使用させていただきたいということでございます。ただ今、申し述べさせていただきました行政区の取扱いにつきまして、是非とも、その実現を図りたいと考えておりますので、委員皆様の特段のご理解をたまわりますようよろしくお願いを申し上げまして、私の発言とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
兵藤議長	<p>ただ今、岩槻市の佐藤委員からご提案がございましたが、この件に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら。</p>
相川委員（さいたま市長）	議長
兵藤議長	それでは、相川委員からお願いします。
相川委員（さいたま市長）	<p>今のご提案をいただきました。佐藤委員さんから岩槻市域を一つの区として設置をし、その名称を岩槻区とすることをご提案をいただきました。この件につきましては、私個人としては岩槻市の思いは十分理解をできるところでございますが、重要なテーマでもございますので、市議会ともよく相談をしながら、検討してまいりたい、このように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
兵藤議長	<p>この件に関しまして、何かございますでしょうか。もし、ございませんようでしたら、今、相川委員からもございましたように、市議会とも相談させていただいてご検討いただくと、というようなことでございますので、この件につきましては、今後、この協議会における協議項目の一つとして、取扱いをさせていただきたいと考えますので、よろしくお願いをしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（「はい」の声あり）</p>
兵藤議長	<p>外に何かご意見、ご提案などはございますでしょうか。無いようでございますので、最後に事務局から、何かございましたらよろしくお願いをいたします。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>それでは2点ほど、事務局から申し上げます。まず1点目は、お手元に両市の市勢要覧とガイドマップをお配りしてございます。大変恐縮ですが、さいたま市の市勢要覧、実は昨年作成したものでございまして、現在、政令指定都市移行後の新しい要覧を作成中でございます。10月ごろには完成すると思っておりますので、改めてお配りさせていただきたいと存じます。</p> <p>2点目ですけれども、次回の開催予定ですけれども、9月29日の午後2時からを予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。</p>
兵藤議長	<p>次回のさいたま市・岩槻市任意合併協議会の開催日について、今、事務局からございましたように、9月29日14時、2時からということでございますが、たくさんの委員さんがいらっしゃることでありますから、いろいろご都合を合わせるのに難しい面もございしますが、よろしくご協力のほどをお願いをいたしたいと存じます。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。第1回ということでもあり、無事終了したということを楽しんでおります。皆様のご協力に感謝申し上げます、今日の会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)</p>
司会	<p>兵藤会長大変お疲れ様でございました。会長さんの議事進行の下で、本日の議事がスムーズのうちに終了いたしました。大変ありがとうございました。また、本日ご出席の皆様には、両市の合併協議に際し、様々な面でご指導、ご協力をいただくようになると考えております。どうぞ、今後ともさらなるご協力、ご支援を賜りますよう、お願ひを申し上げます、第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。</p>

出席委員名簿

平成15年7月15日

	氏名	備考
会長	ひょうどう ぶたけ 兵藤 釗	埼玉大学学長
副会長	さとう こうき 佐藤 弘毅	目白大学学長
監事	ひらぬま やすひこ 平沼 康彦	与野商工会議所会頭
監事	せきね ちゅういち 関根 忠一	岩槻商工会議所会頭
委員	あいかわ そういち 相川 宗一	さいたま市長
委員	さとう せいじろう 佐藤 征治郎	岩槻市長
委員	はせがわ じょうい 長谷川 浄意	さいたま市議会議長
委員	まるおう しゅうすけ 丸王 収助	岩槻市議会議長
委員	たぐち くにお 田口 邦雄	さいたま市議会副議長
委員	たけうち あきお 竹内 昭夫	岩槻市議会副議長
委員	あおき いちろう 青木 一郎	さいたま市議会議員
委員	いしづか しん 石塚 真	さいたま市議会議員
委員	なみき きよし 並木 清	岩槻市議会議員
委員	つぼた まさとし 坪田 正俊	岩槻市議会議員
委員	ないとう ひさし 内藤 尚志	さいたま市助役
委員	こみや よしお 小宮 義夫	さいたま市理事
委員	たかばし きよし 高橋 清司	岩槻市助役
委員	いでの のぶお 出野 信男	岩槻市総務部長
委員	のざき ぼつたろう 野崎 初太郎	さいたま市自治会連合会会長
委員	かない へいち 金井 平一	岩槻市自治会長会会長
委員	なかむら かずとし 中村 一巖	埼玉県総合政策部長